

建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度

規 程 集

令和 5 年 2 月 作 成

C E M A

一般社団法人 日本建設機械工業会

目 次

1. 建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程	1
2. 建機工認定コンクリートポンプ車整備士規程	5
3. 建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習規程	8
4. 建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習規程	10
5. 建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師規程	12
6. 建機工認定コンクリートポンプ車整備完了証明書規程	15
7. 建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ規程	16
8. 建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ貼付要領	18
9. 様式	20
10. 付表	41
11. 手続き関係の業務フロー	44

建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という。）が、建機工の会員会社及び賛助会員並びにそれぞれに関連を有するサービス会社（以下、本規程において「会員会社等」という。）がコンクリートポンプ車の労働安全衛生法に基づく特定自主検査を補完し、労働安全の確保及び向上を図るために創設した建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度（以下、「本制度」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 整備士制度

(本制度のしくみ)

第2条 建機工は、本制度を実施するために次の規程を定める。

- (1) 「建機工認定コンクリートポンプ車整備士規程」（以下、「整備士規程」という。）
- (2) 「建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習規程」（以下、「講習規程」という。）
- (3) 「建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習規程」（以下、「更新講習規程」という。）
- (4) 「建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師規程」（以下、「講師規程」という。）
- (5) 「建機工認定コンクリートポンプ車整備完了証明書規程」（以下、「整備完了証明書規程」という。）
- (6) 「建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ規程」（以下、「整備済ステッカ規程」という。）

(本制度の適用・実務)

第3条 本制度は、会員会社等のうち、本制度に則してコンクリートポンプ車の整備証明業務を実施しようとする者に適用する。

2 本制度を主管する委員会は、運営委員会とし、コンクリート機械部会がその実務を担当するものとする。

第3章 定期整備

(整備の対象)

第4条 整備の対象は、労働安全衛生法に基づきコンクリートポンプ車の検査業者又はコンクリートポンプ車を使用する事業者が行う特定自主検査を実施したコンクリートポンプ車とする。

2 特定自主検査時以外においても安全上重要な部位について不具合が発見されたコンクリートポンプ車は整備の対象とする。

3 前項の安全上重要な部位とは、ブーム装置、アウトリガ装置、旋回装置、旋回架台装置、ブーム及びアウトリガの油圧シリンダ関係とする。

(整備を行う者)

第5条 前条の整備を行う者は、会員会社等の従業員であって、第8条及び整備士規程に定めるところにより、建機工が整備士として認定した者とする。

(整備の方法)

第6条 整備士は、コンクリートポンプ車の整備に際し、整備士規程に定めるところにより、整備を行うものとする。

2 補修溶接工事に関しては溶接の有資格者がおこなうこと。

3 整備士は、整備を行ったときは、整備完了証明書規程に定めるところにより、コンクリートポンプ車整備完了証明書(以下、「整備完了証明書」という。)を作成し、当該コンクリートポンプ車を使用する事業者に交付するものとする。

4 整備士は、前項に規定する整備完了証明書を交付したときは、整備済ステッカ規程に定めるところにより、コンクリートポンプ車整備済ステッカ(以下、「整備済ステッカ」という。)を当該コンクリートポンプ車に貼付するものとする。

第4章 整備士

(整備士の遵守事項)

第7条 整備士は、本制度に係わる規程等を遵守し、整備士の信用を傷つけ又は整備士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 整備士は、コンクリートポンプ車の整備証明業務を実施するときは、建機工が別に定めるコンクリートポンプ車整備マニュアルに基づき適正に行うものとする。

3 整備士は、優れた専門知識、技能を維持するとともに社会的責務を自覚して整備を行い、整備依頼者の疑義に誠実に応えなければならない。

(整備士の認定、管理)

第8条 建機工は、会員会社等の従業員であって講習規程に定める資格を有し、講習規程に定める建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習を修了した者を整備士として認定する。建機工は、認定した者に対し、「コンクリートポンプ車認定整備士証」を交付する。

2 建機工は、整備士として認定した者の氏名、所属会社名、その他必要な事項を整備士規程に定めるところにより、登録し、管理する。

(整備士資格の有効期間等)

第9条 前条1項に定める建機工による整備士資格の有効期間は、講習を修了した日から5年以内に終了する年のうち、最終の年の12月31日までとする。

2 整備士資格の有効期間の更新については、更新講習規程に定めるものとする。

(認定整備士証の再交付)

第10条 整備士は、認定整備士証を紛失、焼失、破損又は汚損、及び認定整備士証の記載内容に変更があった場合は、整備士規程に定めるところにより建機工に届け出るものとする。

2 建機工は、前項の届出をした者について、審査のうえ認定整備士証を再交付するものとする。

(整備士資格の認定の取消)

第11条 整備士資格の認定の取消については、整備士規程に定めるものとする。

第5章 講習

(講習の種類)

第12条 建機工は、講習規程及び更新講習規程の定めに従い、以下の2つの講習（以下、「講習」と総称する。）を実施する。

- (1) 新規講習・・・講習規程に定める講習受講資格者が、新たに整備士となるために受講する講習。
- (2) 更新講習・・・整備士が、整備士資格の有効期限を延長するために受講する講習。

(講習を実施する者)

第13条 講習は、建機工が委託した会員会社又は賛助会員会社が実施する。

(講習の内容)

第14条 講習の内容は、講習規程に定めるものとする。

第6章 講師

(講師の委嘱、登録)

第15条 建機工は、会員会社等の従業員であって講師規程に定める資格を有する者で、講師規程に定める講師講習を修了した者を新規講習及び更新講習の講師として委嘱する。

(委嘱の取消)

第16条 講師の委嘱の取消については、講師規程に定めるものとする。

(講師の遵守事項)

第17条 講師は、本制度に係わる規程等を遵守し、本制度の維持・向上に努めなければならない。

2 講師は、整備士の育成・指導に努めなければならない。

3 講師は、講習を実施するときは、講習規程又は更新講習規程に定めるところにより実施しなければならない。

第7章 整備完了証明書

(整備完了証明書の作成、管理)

第18条 整備士は、整備完了証明書規程に定めるところにより整備が完了したことを証明する整備完了証明書を作成するものとする。

2 整備を行った整備士が所属する会員会社等は、整備完了証明書規程に定めるところにより適切に管理するものとする。

第8章 整備済ステッカ

(整備済ステッカの作成、管理)

第19条 建機工は、整備済ステッカ規程に定めるところにより整備済ステッカを作成し、会員会社又は賛助会員会社に頒布するものとする。

2 整備済ステッカの頒布を受けた会員会社又は賛助会員会社は、整備済ステッカ規程に定めるところにより適切に管理するものとする。

(実施細則)

第20条 この規程の実施に関して必要な事項は、運営委員会において別に定める。

付則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という。）が、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度（以下、「本制度」という。）に基づく建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程（以下、「運用規程」という。）第4章に定める建機工認定コンクリートポンプ車整備士（以下、「整備士」という。）認定の手続き及び整備士について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、運用規程において定義されている用語は、特段の規定の無い限り、本規程においても同一の意味を有するものとする。

(整備士の認定、管理)

第2条 建機工は、建機工の会員会社及び賛助会員並びにそれぞれに関連を有するサービス会社（以下、本規程において「会員会社等」という。）の従業員であって第3条に定める資格を有し、運用規程第12条(1)号に定める講習（以下、「新規講習」という。）を修了した者を整備士として認定する。建機工は、認定した者に対し、運用規程第8条に定めるコンクリートポンプ車認定整備士証（様式1-1）（以下、「認定整備士証」という。）を交付する。

2 建機工は、認定した整備士を建機工認定コンクリートポンプ車整備士名簿（様式1-2）（以下、「整備士名簿」という。）に登録し、管理する。

(新規講習の受講資格者)

第3条 新規講習の受講資格者は、講習規程第2条に定める者とする。

(新規講習の実施)

第4条 新規講習は、建機工が委託した会員会社又は賛助会員会社が実施する。

2 委託を受けた会員会社又は賛助会員会社は、本制度に係わる規程に従って新規講習を実施する。

(整備士の整備の対象)

第5条 整備の対象は、労働安全衛生法に基づきコンクリートポンプ車の検査業者又はコンクリートポンプ車を使用する事業者が行う特定自主検査を実施したコンクリートポンプ車とする。

2 特定自主検査時以外においても安全上重要な部位について不具合が発見されたコンクリートポンプ車は整備の対象とする。

3 前項の安全上重要な部位とは、ブーム装置、アウトリガ装置、旋回装置、旋回架台装置、ブーム及びアウトリガの油圧シリンダ関係とする。

(整備士の遵守事項)

第6条 整備士は、次の事項を遵守すること。

- (1) 整備士は、本制度に係わる規程等を遵守し、整備士の信用を傷つけ又は整備士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 整備士は、コンクリートポンプ車を所有する事業者（以下、「事業者」という。）に対してコンクリートポンプ車整備の実施を啓発し、その推進に努めるものとする。
- (3) 整備士は、コンクリートポンプ車の整備を行うときは、労働安全衛生法に基づき適正に行うとともに、整備の水準を正しく維持し、その質的向上を図るよう努めるものとする。

(整備士の業務)

第7条 整備士の業務は、次のとおりとする。

- (1) 整備士は、労働安全衛生法に基づき、事業者に代わってコンクリートポンプ車の整備を行うものとする。
- (2) 整備士は、運用規程第7章に定める整備完了証明書（様式1-3）（以下、「整備完了証明書」という。）に、整備を実施した会社名、氏名、認定番号、及び運用規程第8章に定める整備済ステッカ（以下、「整備済ステッカ」という。）の整備済ステッカ番号を必ず記入するものとする。また、特定自主検査を検査業者が実施し、不具合箇所がなかったことが確認されたコンクリートポンプ車についても同様とする。
- (3) 整備士は、前項に規定する整備完了証明書を事業者に交付したときは、整備済ステッカを当該コンクリートポンプ車に貼付するものとする。

(認定整備士証の取扱い)

第8条 整備士は、認定整備士証を次のように取扱うものとする。

- (1) 整備士は、業務遂行中は常に認定整備士証を携帯しなければならない。
- (2) 整備士は、認定整備士証を譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 整備士は、認定整備士証を汚損し又は紛失して再交付を受けようとするとき、又は認定整備士証の記載内容に変更があった場合は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書（様式1-4）により会員会社又は賛助会員会社を通じて建機工に届け出るものとする。建機工は、届出をした者について、審査のうえ認定整備士証を再交付するものとする。
- (4) 整備士は、第9条に定めるところにより整備士資格を喪失した場合は、会員会社又は賛助会員会社に認定整備士証をすみやかに返却するものとする。

(整備士資格の喪失、取消)

第9条 整備士は、次の各号（以下、「資格喪失事由」という。）のいずれかに該当したときは、その資格を喪失するものとする。会員会社又は賛助会員会社は整備士に資格喪失事由が認められると判断したときは、建機工認定コンクリートポンプ車整備士資格喪失届出書（様式1-5）に必要事項を記載のうえ、当該認定整備士証を添付し建機工に届け出るものとする。

- (1) 整備士が、運用規程第12条(2)号に定める講習（以下、「更新講習」という。）を受講せず、整備士資格の有効期間を喪失した場合。
- (2) 整備士が、会員会社等を退職した場合。
- (3) 整備士に、本制度に係わる規程等に著しく違反する行為があった場合。

2 建機工は、前項の届出があった整備士について、資格喪失事由の該当性について審査し、資格喪失事由が存在する場合には、整備士資格の認定を取り消すこととする。

(整備士資格を喪失した者の再認定)

第10条 整備士資格を喪失した者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、整備士として再認定されるものとする。

- (1) 建機工は、前条第1項第(1)号により、資格を喪失した者が、資格喪失後6ヶ月以内に建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習規程に定める手続きを経て更新講習を修了することにより再認定するものとする。
- (2) 建機工は、前条第1項第(2)号により、資格を喪失した者が、資格喪失後1年以内に会員会社等に再就職した場合、建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書（様式1-4）によりその会員会社又は賛助会員会社を通じて申請があれば、審査のうえ再認定し、認定整備士証を再交付するものとする。

(整備士の技術水準の維持)

第11条 会員会社等は、整備士の技術水準を維持するための技術教育を実施するものとする。

(整備時における安全の確保)

第12条 整備士は、コンクリートポンプ車の整備にあたっては、当該コンクリートポンプ車の構造、機能並びに運転操作等について十分な知識及び技能を備えることに努めるものとし、さらに安全の確保に十分な措置をとるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という。）が、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度（以下、「本制度」という。）に基づく建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程（以下、「運用規程」という。）第12条第(1)号に定める講習（以下、「新規講習」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、運用規程において定義されている用語は、特段の規定の無い限り、本規程においても同一の意味を有するものとする。

(新規講習の受講資格)

第2条 新規講習の受講対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 会員会社等の従業員であって、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度の整備士資格を有しない者。
- (2) コンクリートポンプ車の製造、又はサービスの業務に3年以上従事した経験を有する者。

(新規講習実施者)

第3条 新規講習は、建機工が委託した会員会社又は賛助会員会社（以下、「講習実施者」という。）が実施する。

2 委託を受けた講習実施者は、本制度に係わる規程に従って新規講習を実施する。

(新規講習の科目及び時間)

第4条 新規講習の科目及び時間は、付表2-1のとおりとする。

(新規講習実施計画)

第5条 講習実施者は、以下のとおり、新規講習の実施計画を作成し、申請するものとする。

- (1) 講習実施者は、新規講習を実施しようとするとき、建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習計画書（様式2-1）、及び建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習申請者名簿（様式2-2）を作成し、建機工に申請するものとする。

(新規講習の講師)

第6条 新規講習の講師は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師規程（以下、「講師規程」という。）に定める講師講習を修了し、建機工が委嘱した者とする。

(新規講習の実施)

第7条 新規講習は、次により行うものとする。

- (1) 1回あたりの講習人数は、50名以内とする。
- (2) 学科講習用教本については、「コンクリートポンプ車整備マニュアル」を使用するものとする。
なお、必要により補助の教材等を使用することができる。
- (3) 講師は、必要な場合には、専門家を助手とすることができる。
- (4) 講習実施後、別に定める修了試験を行うものとする。

(新規講習受講料)

第8条 新規講習に関する講習受講料は、別に定めるものとする。

(受講申請)

第9条 新規講習の受講申請者は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書（様式1-4）、第2条に定める受講資格を有することを証明する書類等のコピーを講習実施者に提出するものとする。

2 講習実施者は、受講申請者が第2条に定める要件を満たす者であることを確認しなければならない。

(新規講習実施報告)

第10条 講習実施者は、新規講習実施後、以下のとおり、報告等を行うものとする。

- (1) 講習実施者は、新規講習終了後、建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習実施報告書（様式2-3）、及び建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習受講者名簿（様式2-4）、及び建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書（様式1-4）を建機工に提出するものとする。
- (2) 提出期限は、講習実施後1ヶ月以内とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という。）が、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度（以下、「本制度」という。）に基づく建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程（以下、「運用規程」という。）第12条（2）号に定める講習（以下、「更新講習」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、運用規程において定義されている用語は、特段の規定の無い限り、本規程においても同一の意味を有するものとする。

(更新講習の受講対象者)

第2条 更新講習の受講対象者は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士（以下、「整備士」という。）であって、整備士資格の有効期間の残りが1年未満の者とする。

(更新講習実施者)

第3条 更新講習は、建機工が委託した会員会社又は賛助会員会社（以下、「講習実施者」という。）が実施する。

2 委託を受けた講習実施者は、本制度に係わる規程に従って更新講習を実施する。

(更新講習の科目及び時間)

第4条 更新講習の科目及び時間は、付表3-1のとおりとする。

(受講案内)

第5条 建機工は、会員会社又は賛助会員会社毎の建機工認定コンクリートポンプ車整備士名簿（様式1-2）（以下、「整備士名簿」という。）を会員会社又は賛助会員会社に通知する。会員会社又は賛助会員会社は、建機工作成の整備士名簿に基づき更新講習の受講対象者に受講案内をする。

(更新講習実施計画)

第6条 講習実施者は、以下のとおり、更新講習の実施計画を作成し、申請するものとする。

- (1) 講習実施者は、更新講習を実施しようとするとき、建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習計画書（様式3-1）及び建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習申請者名簿（様式3-2）を作成し、建機工に申請するものとする。
- (2) 講習実施者は、受講申請者に建機工認定コンクリートポンプ車整備士規程（以下、「整備士規程」という。）第10条第（1）号による整備士資格の再認定を希望する者がいる場合、建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習申請者名簿（様式3-2）の備考欄にその旨を記載するものとする。

(更新講習の講師)

第7条 更新講習の講師は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師規程（以下、「講師規程」という。）に定める講師講習を修了し、建機工が委嘱した者とする。

(更新講習の実施)

第8条 更新講習は、次により行うものとする。

- (1) 1回あたりの講習人数は、200人以内とする。
- (2) 講習用教本については、「コンクリートポンプ車整備マニュアル」を使用するものとする。なお、必要により補助教材等を使用することができる。
- (3) 講師は、必要な場合には、専門家を助手とすることができる。
- (4) 更新講習実施後、別に定める修了試験を実施する。

(更新講習受講料)

第9条 更新講習に関する講習受講料は、別に定めるものとする。

(更新講習実施報告)

第10条 講習実施者は、更新講習実施後、以下のとおり、報告等を行うものとする。

- (1) 講習実施者は、更新講習終了後、建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習実施報告書（様式3-3）及び建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習受講者名簿（様式3-4）を建機工に提出するものとする。
- (2) 提出期限は、講習実施後1ヶ月以内とする。

(整備士資格の更新及び有効期間)

第11条 整備士資格の更新及び有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 建機工は、更新講習修了者の整備士名簿（様式1-2）を更新し、更新講習修了者に対して、有効期限延長のシールを交付する。
- (2) 整備士資格の有効期間は、現行の有効期間を5年間延長し、以後も同様とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という。）が、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度（以下「本制度」という。）に基づく建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程（以下、「運用規程」という。）第6章に定める講師（以下、「講師」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、運用規程において定義されている用語は、特段の規定の無い限り、この規程においても同一の意味を有するものとする。

(講師の委嘱、管理)

第2条 建機工は、会員会社及び賛助会員会社の従業員であって第3条に定める資格を有し、この規程に定める講師講習を修了した者を、講習の講師として委嘱する。建機工は、委嘱した者に対して委嘱状（様式4-1）を交付する。

2 建機工は、委嘱した講師を建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師名簿（様式4-2）（以下、「講師名簿」という。）に登録し、管理する。

(講師講習の受講資格者)

第3条 講師講習の受講資格者は、会員会社等の従業員であって、コンクリートポンプ車の製造又はサービスの業務に就いて10年以上の実務経験を有する者とする。

2 その他建機工が認めたもの。

(講師講習実施者)

第4条 講師講習は、建機工が実施する。

(講師講習の科目及び時間)

第5条 講師講習の科目及び時間は、付表4-1のとおりとする。

(講師講習の受講申請)

第6条 講師講習の受講申請は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師申請書（様式4-3）により会員会社又は賛助会員会社を通じて建機工に申請するものとする。

(講師講習の講師)

第7条 講師講習の講師は、コンクリート機械部会委員が務める。

第8条 講師講習の講師講習用教本は、「コンクリートポンプ車整備マニュアル」を使用するものとする。

(講師の遵守事項)

第9条 講師は、次の事項を遵守することとする。

- (1) 講師は、本制度に係わる規程等を遵守し、本制度の維持・向上に努めなければならない。
- (2) 講師は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士（以下、「整備士」という。）の育成・指導に努めなければならない。
- (3) 講師は、講習を実施するときは、講習規程又は更新講習規程に定めるところにより実施しなければならない。

(委嘱状の取扱い)

第10条 講師は、委嘱状を次のように取扱うものとする。

- (1) 講師は、その資格が有効である間は委嘱状を保管しておかななければならない。
- (2) 講師は、委嘱状を譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 講師は、委嘱状を汚損し又は紛失して再交付を受けようとするとき、又は委嘱状の記載内容に変更があった場合は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師申請書（様式4-3）により会員会社又は賛助会員会社を通じて建機工に届け出るものとする。建機工は、届出をした者について、審査のうえ委嘱状を再交付するものとする。
- (4) 講師は、第11条に定めるところにより講師資格を喪失した場合は、会員会社又は賛助会員会社に委嘱状をすみやかに返却するものとする。

(講師資格の喪失、取消)

第11条 講師は、次の各号（以下、「資格喪失事由」という。）のいずれかに該当したときは、その資格を喪失するものとする。会員会社等は、講師に資格喪失事由が認められると判断したときは、建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師資格喪失届出書（様式4-4）に必要事項を記載の上、当該講師の委嘱状を添付し建機工に届け出るものとする。

- (1) 講師が、会員会社等を退職した場合。
- (2) 講師が、本制度に係わる規程等に著しく違反する行為があった場合。

2 建機工は、前項の届出があった講師について、資格喪失事由の該当性について審査し、資格喪失事由が存在する場合には、講師の委嘱を取り消すこととする。

(講師資格を喪失した者の再委嘱)

第12条 建機工は、前条第1項第(1)号により資格を喪失した者が、資格喪失後1年以内に会員会社等に再就職した場合、建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師申請書（様式4-3）によりその会員会社又は賛助会員会社を通じて申請があれば、審査のうえ再委嘱し、委嘱状を再交付するものとする。

(講師の整備士資格の取扱い)

第13条 講師の整備士資格の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 整備士資格を有していない講師が、新規講習の講師を務めた場合、講習受講者と同様に建機工認定コンクリートポンプ車整備士受講者名簿(様式 2-4)の受講者氏名に講師の氏名を記入し、かつ、建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書(様式 1-4)を建機工に提出することによって、整備士となることができる。ただし、講習規程第2条に定める要件を満たさない場合は、この限りではない。
- (2) 整備士であって整備士資格の有効期間の残りが1年未満の講師が、更新講習の講師を務めた場合、講習受講者と同様に、建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習受講者名簿(様式 3-4)の受講者氏名に講師の氏名を記入し、建機工に提出することによって、有効期間をさらに5年間延長できる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

建機工認定コンクリートポンプ車整備完了証明書規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という。）が、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度（以下、「本制度」という。）に基づく建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程（以下、「運用規程」という。）第7章に定める建機工認定コンクリートポンプ車整備完了証明書（以下、「整備完了証明書」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。
なお、運用規程において定義されている用語は、特段の規定の無い限り、本規程においても同一の意味を有するものとする。

(整備完了証明書の作成及び交付)

第2条 整備士は、整備を行ったときは、事業者に対して整備が完了したことを証明する整備完了証明書（様式 1-3）を作成し交付する。また、特定自主検査を検査業者が実施し、不具合箇所がなかったことが確認されたコンクリートポンプ車についても同様とする。

(整備完了証明書の保管)

第3条 会員会社等は、前条に規定する整備完了証明書写および特定自主検査記録表写を3年間保管しておかなければならない。

2 会員会社等が保管している整備完了証明書写については、会員会社等の責任において管理を行うものとする。

3 建機工は、必要に応じて整備完了証明書写の管理状況を調査できるものとする。

(目的外の使用禁止)

第4条 会員会社等は、整備完了証明書を本制度以外に使用してはならないものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という。）が、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度（以下、「本制度」という。）に基づく建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程（以下、「運用規程」という。）第8章に定める建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ（以下、「整備済ステッカ」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。
なお、運用規程において定義されている用語は、特段の規定の無い限り、本規程においても同一の意味を有するものとする。

(整備済ステッカの作成及び頒布)

第2条 建機工は、整備済ステッカ（様式5-1）を作成し、有償にて会員会社又は賛助会員会社に頒布するものとする。その際、建機工は、頒布する整備済ステッカに整備済ステッカ番号を付与するものとする。

2 建機工が会員会社又は賛助会員会社に頒布する整備済ステッカの価格については、別に定めるものとする。

(整備済ステッカの管理)

第3条 整備済ステッカの頒布を受けた会員会社又は賛助会員会社は、整備済ステッカの受払い状況及び整備済ステッカの整備済ステッカ番号等について、建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ受払管理台帳（様式5-2）、並びに建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ貼付管理台帳（様式5-3）により整備済ステッカを管理するものとする。

2 会員会社又は賛助会員会社は、頒布を受けた整備済ステッカについては、会員会社又は賛助会員会社の責任において管理を行うものとする。

(整備済ステッカの貼付)

第4条 整備済ステッカは、整備完了証明書が交付された場合にのみ貼付することができるものとする。

2 整備士は、整備を行ったときは、整備完了証明書を作成するとともに、建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ貼付要領（以下、「貼付要領」という。）に従い、整備が完了したことを表す整備済ステッカを見易い箇所に貼付するものとする。

(管理台帳等の保管)

第5条 第3条に規定する管理台帳の保管期間は、3年間とする。また、建機工は、必要に応じて会員会社及び賛助会員会社の管理台帳及び整備済ステッカの管理状況を調査できるものとする。

(目的外の使用禁止)

第6条 会員会社等は、整備済ステッカを本制度以外に使用してはならないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ貼付要領

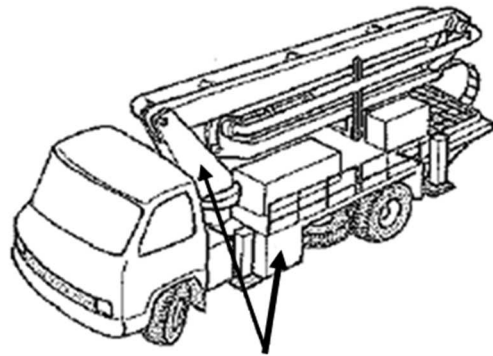
(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という。）が、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度に基づく建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ規程第4条第2項に定めるコンクリートポンプ車整備済ステッカ（以下、「整備済ステッカ」という。）の貼付について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程において定義されている用語は、特段の規定の無い限り、本規程においても同一の意味を有するものとする。

(貼付箇所)

第2条 ステッカの貼付箇所は、ブーム旋回台または機体の左側面の見やすい場所とし、おおむね下図の位置とする。



© 2022SACL

(整備実施月の明示)

第3条 整備済ステッカの有効年月欄に当該CP車の特定自主検査の有効年月を記載する。

2 実施年月欄に整備証明業務を実施した年月を記載する。



(整備実施会社の明示)

第4条 整備を実施した会社の名称を整備会社欄に記載する。

2 当該CP車の製造番号を製造番号欄に記載する。

3 文字は太陽光、雨水によって消滅しないように配慮する。

(整備済ステッカの更新)

第5条 特定自主検査を検査業者が実施し、不具合箇所がなかったことが確認されたコンクリートポンプ車については、整備済ステッカの有効年月欄に特定自主検査の有効年月を記載し、更新する。


(改廃)

第6条 この要領の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

(付則)

本規程は、令和5年4月1日から施行する。

(表)

コンクリートポンプ車認定整備士証	
	認定番号 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 会 社 名 _____
有効期限	上記の者は、コンクリートポンプ車に関する一般社団法人日本建設機械工業会認定の整備士であることを証す。 交付日 年 月 日
 一般社団法人 日本建設機械工業会	

(裏)

<h3>注 意 事 項</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本証は大切にし、点検作業中は必ず所持すること。 2. 本証は紛失したり、損傷したり、記載事項に変更があった場合は、すみやかに再交付または書替えを申請すること。 3. 本証は、5年ごとに更新すること。 4. 本証を他人に貸したり、記載事項を書き換えたりしないこと。 5. 退職時には本証をすみやかに返却すること。

様式1-2

建機工認定コンクリートポンプ車整備士名簿

一般社団法人日本建設機械工業会

会 社 名	氏 名	生 年 月 日	認 定 番 号	交 付 年 月	更 新 年 月	有 効 期 限	失 効 年 月

建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書

[新規 ・ 再交付 ・ 記載内容変更]

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会社名 _____
 担当講師名 _____ 印

★整備士認定番号		★交付年月日	年 月 日
----------	--	--------	-------

フリガナ (カタカナで記入) 氏 名		生年月日	年 月 日
-----------------------	--	------	-------

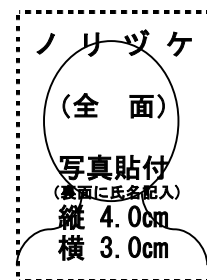
フリガナ (カタカナで記入) 所属会社名	
-------------------------	--

職 歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

コンクリートポンプ車の製造、またはサービス業務の経験年数	年
------------------------------	---

【 備 考 】

- (1) 証明写真（裏面には氏名を記入）を1枚添付してください。
- (2) 表題下段 [] 内の該当項目を✓で選択してください。
- (3) 新規申請の場合、★印の欄は記入しないでください。
- (4) 職歴欄には、新規申請の場合、会社入社以降申請時点までの経歴を記入してください。
 なお、コンクリートポンプ車の製造又はサービス業務に関わる経験等が判断できるよう記入してください。



様式 1-5

令和 年 月 日

建機工認定コンクリートポンプ車整備士資格喪失届出書

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会 社 名 _____

担当者氏名 _____

印

下記の者は建機工認定コンクリートポンプ車整備士資格を 喪失 したので届出します。

No.	氏 名	生 年 月 日	所 属 会 社 名	整 備 士 認 定 番 号	備 考
1		. .			
2		. .			
3		. .			
4		. .			
5		. .			

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習 **計画書**

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会 社 名 _____

担当講師名 _____ 印

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習計画書を次のとおり提出します。
 なお、申請者名簿は別紙（様式2-2）のとおりです。

実施年月日	年 月 日 ()		
講習会場		講習会場 所在地	〒 _____ 電話 () _____
担当講師名		申請者数	_____ 名

【備考】

- (1) 担当講師が複数の場合は担当講師名欄に代表者名を記入してください。
- (2) 計画書は実施の10 日前までに建機工宛提出してください。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習申請者名簿

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会 社 名 _____
 担当講師名 _____ 印

実施年月日	年 月 日	講習実施会場
-------	-------	--------

No.	申請者氏名	所属会社名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

【備 考】

- (1) この名簿は建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習計画書（様式2-1）に添付してください。
- (2) 申請者ごとに建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書（様式1-4）を添付してください。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習 **実施報告書**

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会 社 名 _____

担当講師名 _____ 印

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習実施報告書を次のとおり提出します。
 なお、受講者名簿は別紙（様式2-4）のとおりです。

実施年月日	年 月 日 ()		
講習会場		講習会場 所在地	〒 - 電話 () -
担当講師名		受講者数	名

【備考】

- (1) 担当講師が複数の場合は担当講師名欄に代表者名を記入してください。
- (2) 実施報告書は実施後 1 ヶ月以内に建機工宛提出してください。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習受講者名簿

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会社名 _____
 担当講師名 _____ 印

実施年月日	年 月 日	講習実施会場
-------	-------	--------

No.	受講者氏名	所属会社名	整備士 認定番号	修了試験 得点	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

【備考】

- (1) この名簿は建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習実施報告書（様式2-3）に添付してください。
- (2) 受講者ごとに建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書（様式1-4）を添付してください。

	承認年月	年 月
整備士証	交付年月	
	有効年月	

一般社団法人 日本建設機械工業会

建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習 **計画書**

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会 社 名 _____

担当講師名 _____ 印

建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習計画書を次のとおり提出します。
 なお、更新講習申請者名簿は別紙（様式3-2）のとおりです。

実施年月日	年 月 日 ()		
講習会場		講習会場 所在地	〒 -
			電話 () -
担当講師名		申請者数	名

【備考】

- (1) 担当講師が複数の場合は担当講師名欄に代表者名を記入してください。
- (2) 計画書は実施の10 日前までに建機工宛提出してください。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習申請者名簿

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会 社 名 _____
 担当講師名 _____ 印

実施年月日	年 月 日 ()	講習実施会場	
-------	-----------	--------	--

No.	申請者氏名	所属会社名	認定番号	整備士証再発行 有・無	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

【備 考】

- (1) この名簿は建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習計画書（様式3-1）に添付 してください。
- (2) 整備士証再発行「有」の申請者は、申請者ごとに建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書（様式1-4）を添付してください。

承認年月	年 月
------	-----

一般社団法人 日本建設機械工業会

建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習 **実施報告書**

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会 社 名 _____

担当講師名 _____ 印

建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習実施報告書を次のとおり提出します。
 なお、更新講習受講者名簿は別紙（様式3-4）のとおりです。

実施年月日	年 月 日 ()		
講習会場		講習会場 所在地	〒 - 電話 () -
担当講師名		受講者数	名

【備考】

- (1) 担当講師が複数の場合は担当講師名欄に代表者名を記入してください。
- (2) 実施報告書は実施後 1 ヶ月以内に建機工宛提出してください。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習受講者名簿

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会社名 _____
 担当講師名 _____ 印

実施年月日	年 月 日 ()	講習実施会場	
-------	-----------	--------	--

No.	受講者氏名	所属会社名	認定番号	修了試験 得点	整備士証再発行 有・無	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

【備 考】

- (1) この名簿は建機工認定コンクリートポンプ車整備士更新講習実施報告書（様式3-3）に添付 してください。
- (2) 整備士証再発行「有」の受講者は、受講者ごとに建機工認定コンクリートポンプ車整備士申請書（様式1-4）を添付してください。

承認年月	年 月
------	-----

一般社団法人 日本建設機械工業会

建機工第 号

殿
委 嘱 状

貴殿を当工業会の建機工認定コン
クリートポンプ車整備士制度に係
わる講習の講師に委嘱します

年 月 日

東京都港区芝公園3丁目5番8号

一般社団法人日本建設機械工業会

代表理事

様式 4-2

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師名簿

一般社団法人 日本建設機械工業会

No	会社名	氏名	生年月日	委嘱者番号	交付年月日	再認定年月日	失効年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師申請書

[新規・ 再交付・ 記載内容変更・ 再委嘱]

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

* 委嘱者番号		* 委嘱年月日	年 月 日
---------	--	---------	-------

フリガナ (かかけで記入) ☆氏 名		☆生年月日	年 月 日
-----------------------	--	-------	-------

フリガナ (かかけで記入) 所属会社名	
フリガナ (かかけで記入) 所属部署名	

職 歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
コンクリートポンプ車の製造、またはサービス業務の経験年数		年

【 備 考 】

- 新規申請の場合、*印の欄は記入しないで下さい。
- 職歴欄には、新規申請の場合、会社入社以降申請時点までの経歴を記入してください。
なお、コンクリートポンプ車の製造またはサービス業務に関わる経験などが判断できるように記入してください。
- 紛失、汚損等、委嘱状の再発行申請の場合は、表題下段 [] 内の再発行を✓で選択してください。
また、この場合は*印及び☆印の欄を記入してください。
- 氏名変更等、委嘱状及び講師名簿の記載内容に変更がある場合は、表題下段 [] 内の記載内容変更を✓で選択してください。また、この場合は*印、☆印及び変更箇所を記入してください。
- 会員会社等を退職し、1年以内に再就職したときの再委嘱申請は、表題下段 [] 内の再委嘱を✓で選択してください。また、この場合は*印、☆印、所属外社名、所属部書名及び略歴（退職年月～申請時点まで）を記入してください。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師資格喪失届出書

一般社団法人 日本建設機械工業会 御中

会 社 名 _____

担当者氏名 _____ 印

下記の者は建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習講師資格を 喪失 したので届出します。

No.	氏 名	生 年 月 日	所 属 会 社 名	委 嘱 者 番 号	備 考
1		.			
2		.			
3		.			
4		.			
5		.			

様式5-1

《建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ》

- (1) 整備済ステッカは、「特定自主検査の有効年月」と「整備証明業務を実施した年月」を表示するものとする。
- (2) 整備を実施した会社の名称を整備会社欄に記載すること。
- (3) 当該CP車の製造番号を製造番号欄に記載すること。



建機工認定コンクリートポンプ車整備済ステッカ受払管理台帳

受 入				払 出					残枚数	備 考
整備済ステッカ番号	年月日	枚 数	担当者	整備済ステッカ番号	年月日	枚 数	払出先	担当者		
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					
～	．．			～	．．					

建機工認定コンクリートポンプ車整備士 講習科目及び時間

講習科目	内容	講習時間
1. 開講式	① あいさつ ② 建機工説明 ③ 設立経過説明 ④ カリキュラム説明 ⑤ 自己紹介	20分
2. 建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程について	① 運用規程 ② 整備士規程 ③ 講習規程 ④ 更新講習規程 ⑤ 講師規程 ⑥ 整備完了証明書規程 ⑦ 整備済ステッカ規程	60分
3. 整備証明業務フローについて	① 整備証明業務実施フロー ② 整備士初回登録フロー ③ 整備士更新講習フロー ④ 各種様式入手フロー	30分
4. コンクリートポンプ車整備マニュアルについて	① 整備の目的と概要 ② 各機器・要素 ③ 検査・修理	90分
	④ 溶接 ⑤ ブーム関係	60分
5. 修了試験及び講評	① 修了試験 ② 講評(補講) ③ あいさつ	80分
合計講習時間	5時間40分	

【適用】

- ・本講習のカリキュラムは、講習規程第2条の第(2)号(コンクリートポンプ車の製造、又はサービスの業務に3年以上従事した経験を有する者)に規定する者に適用する。
- ・5. 修了試験及び講評の②講評(補講)については、必要に応じて延長することができる。

建機工認定コンクリートポンプ車整備士 更新講習科目及び時間

講習科目	内容	講習時間
1. 開講式	① あいさつ ② 建機工説明 ③ 設立経過説明 ④ カリキュラム説明 ⑤ 自己紹介 ⑥ 建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程について	20分
2. 整備証明業務フローについて	① 整備証明業務実施フロー ② 整備士更新講習フロー ③ 各種様式入手フロー	10分
3. コンクリートポンプ車整備マニュアルについて	① 整備の目的と概要 ② 各機器・要素 ③ 検査・修理 ④ 溶接 ⑤ ブーム関係 ⑥ 変更点説明	100分
4. 修了試験及び講評	① 修了試験 ② 講評(補講) ③ あいさつ	60分
合計講習時間	3時間10分	

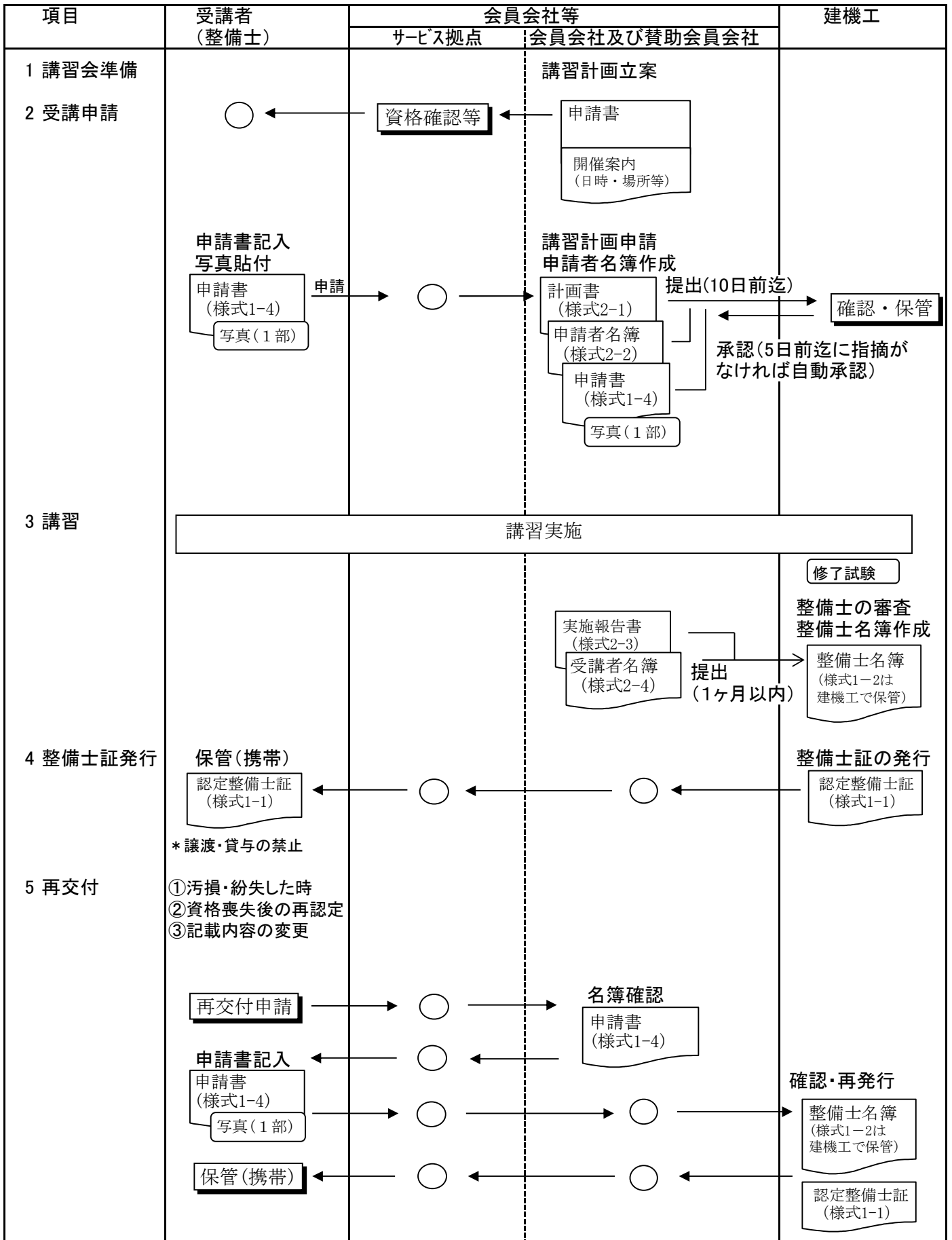
【適用】

- ・ 4. 修了試験及び講評の②講評(補講)については、必要に応じて延長することができる。

**建機工認定コンクリートポンプ車整備士講習
講師講習科目及び時間**

項目	内容	時間
開講式	1. 開講の挨拶 2. 建機工の説明 3. 講師並びに委員紹介 4. カリキュラム説明	20分
講習	1. 建機工認定コンクリートポンプ車整備士制度運用規程について ①運用規程 ②整備士規程 ③講習規程 ④更新講習規程 ⑤講師規程 ⑥整備完了証明書規程 ⑦整備済ステッカ規程	60分
	2. 整備証明業務フローについて ①整備技能講師の設置フロー ②整備証明業務実施フロー ③整備士初回登録フロー ④整備士更新講習フロー ⑤各種様式入手フロー	30分
	3. コンクリートポンプ車整備マニュアルについて	
	①整備の目的と概要 ②各機器・要素 ③検査・修理	90分
	④溶接 ⑤ブーム関係	60分
	4. 修了試験について	20分
閉講式	1. 質疑応答 2. 委嘱状交付 3. 閉講の挨拶	30分
合計講習時間		5時間10分

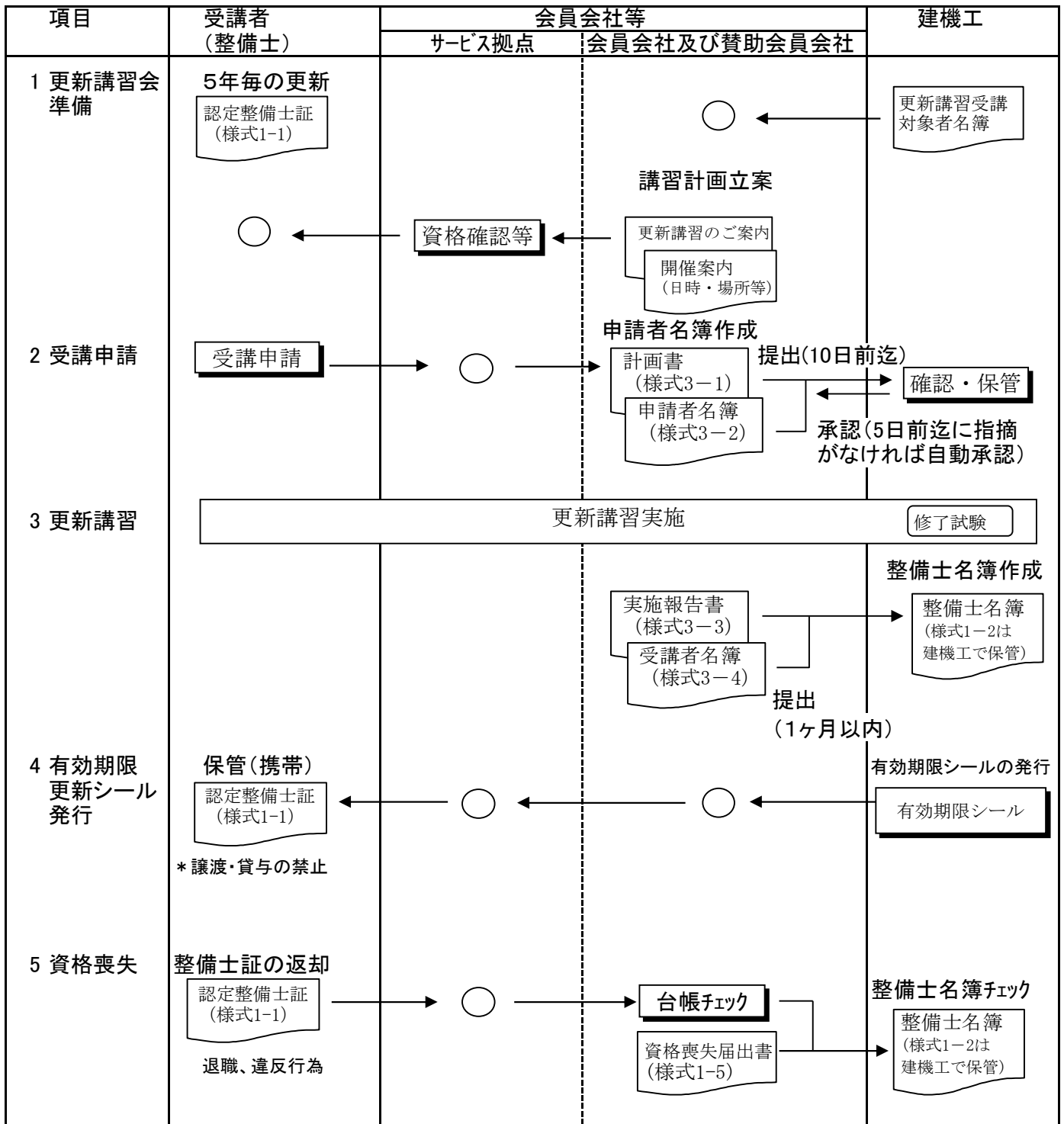
1. 新規講習 手続き関係の業務フロー



【備考】

・上記業務フローの「○」は、受領・取りまとめを意味する。

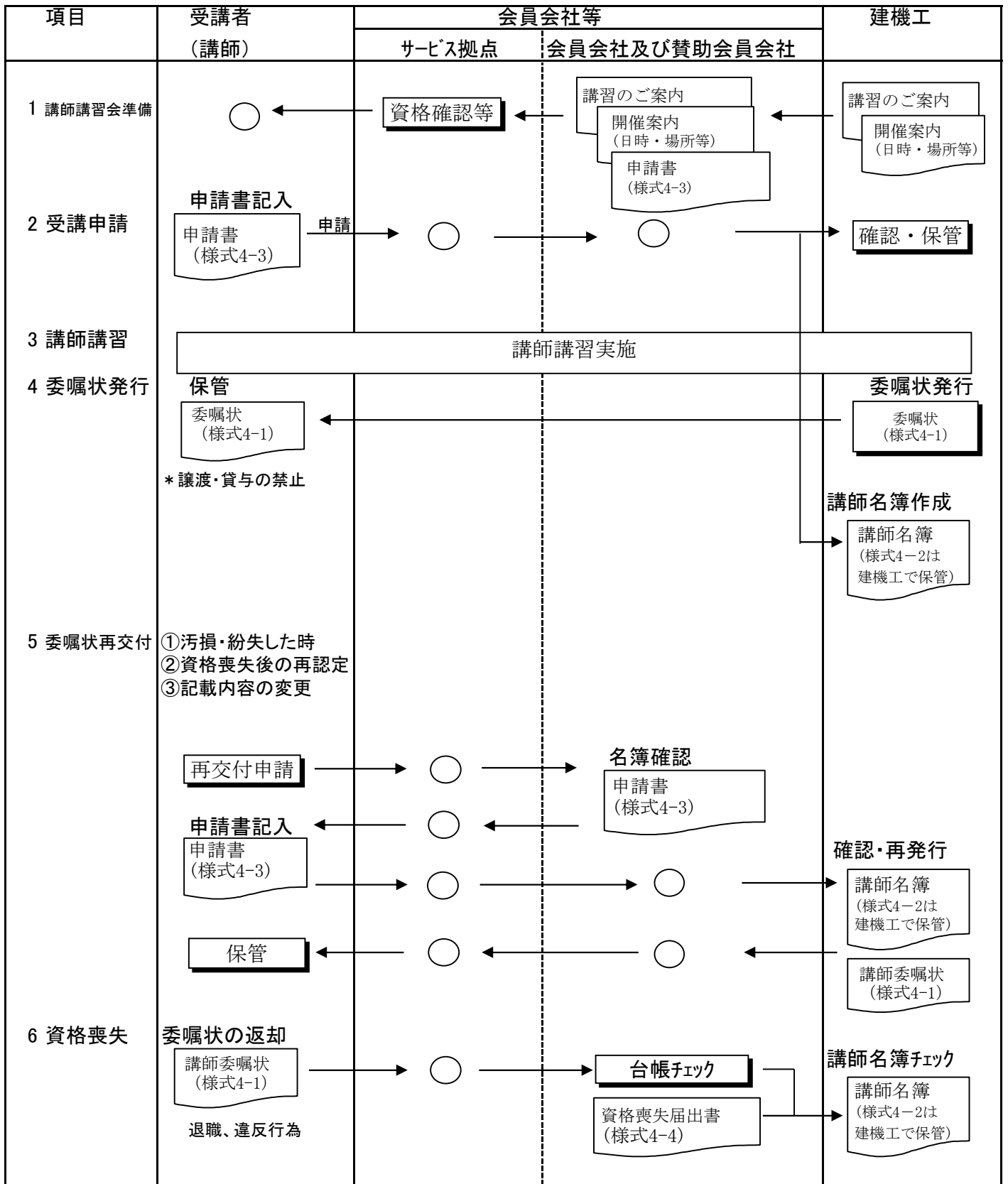
2. 更新講習 手続き関係の業務フロー



【備考】

・上記業務フローの「○」は、受領・取りまとめを意味する。

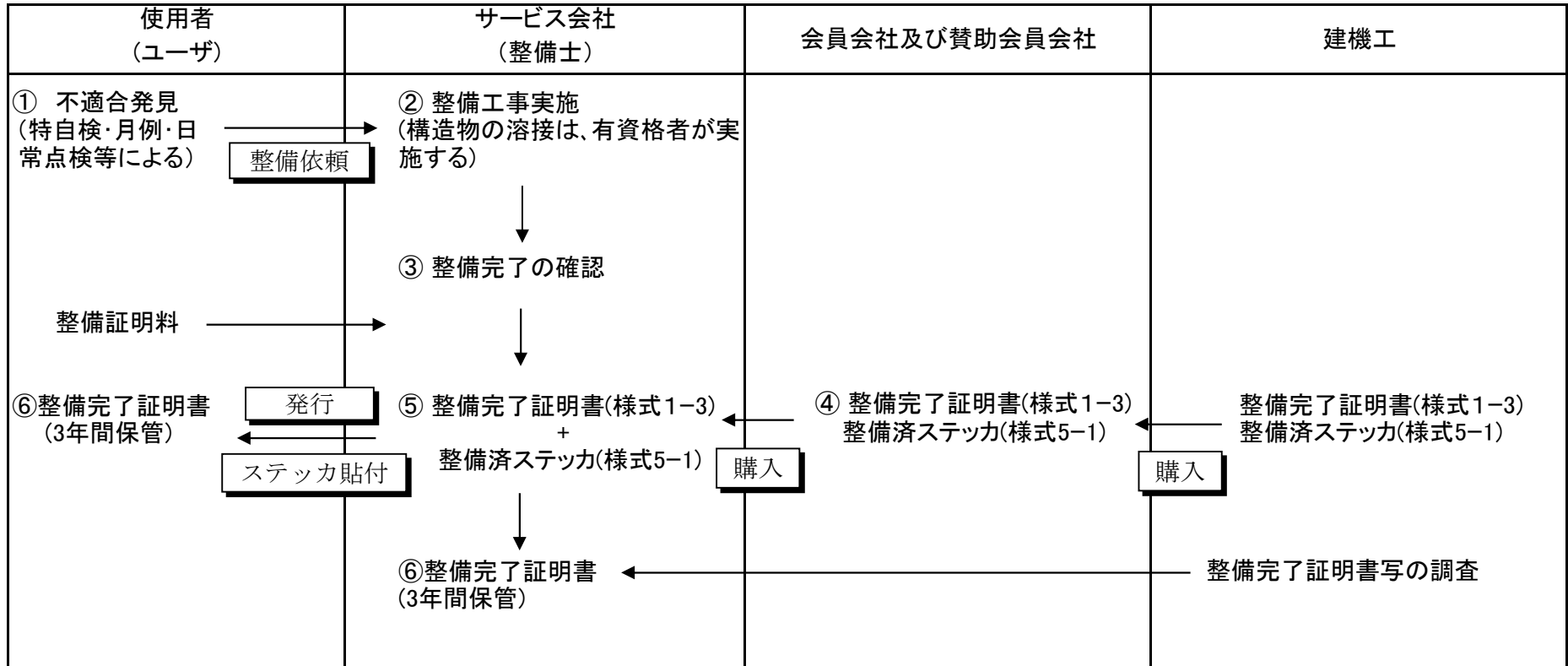
3. 講師講習 手続き関係の業務フロー



【備考】

・上記業務フローの「○」は、受領・取りまとめを意味する。

整備証明業務実施フロー



CP 車整備証明制度 建機工会員会社の情報

会社名	住所	電話番号	URL	QRコード
株式会社岩田商会	〒134-0083 東京都江戸川区中葛西 7-10-5	03-3675-7731	http://www.iwata-shoukai.net/	
株式会社加藤製作所				
極東開発工業株式会社			https://www.kyokuto.com/company/address.html	
株式会社シンテック				
プツマイスタージャパン株式会社				
有限会社ベトンテック	〒511-0254 三重県員弁郡東員町大字 中上2916番地2	0594-86-0858	https://betontech.co.jp/	

一般社団法人 日本建設機械工業会 ホームページ

URL : <https://www.cema.or.jp>

QRコード :



注1) 全ての会社名が記載されているわけではありません。

注2) 令和5年2月1日時点の情報です。

コンクリートポンプ車整備士
講習テキスト

令和5年2月 作成・発行日 第1版第1刷発行

編集・発行 一般社団法人日本建設機械工業会

印刷 株式会社 丸井工文社

発行者 一般社団法人日本建設機械工業会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館2F

TEL : (03) 5405-2288 (代)

FAX : (03) 5405-2280